

琴浦町内こども園・保育園における紙おむつ定額制サービス
提供事業者募集要領

1 趣旨

現在町内のこども園・保育園では、児童が使用するおむつは保護者に持参していただいているが、保護者及び保育現場双方の負担を軽減し、保育の質の向上を図るため、おむつの定額制サービスを導入するものである。サービスの導入にあたっては、保護者が負担する利用料金のみでなく、事業者が持つ業務実績や専門性、技術力等を勘案し、総合的な見地から判断して、保護者及び保育現場双方にとって最適な事業者を選択する必要があることから、本要領に基づき、提供事業者となる者を選定するものとする。

2 導入するサービスの概要

(1) サービス名

琴浦町内こども園・保育園における紙おむつ定額制サービス

(2) サービスの目的

紙おむつの定額制サービスを導入することにより、保護者及び保育現場双方の負担を軽減し、保育の質の向上を図る。

(3) サービスの概要※詳細は、別紙仕様書参照

サービスを導入する町内のこども園・保育園（以下、「導入施設」という。）に入園する児童の保護者が利用を希望し、申し込みを行った場合において、提供事業者が導入施設内における紙おむつの利用権を提供し、その対価として保護者が利用料金を支払うもの。

なお、サービス利用の有無は、保護者の任意とする。

(4) 実施期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

- ・ 試行運用期間を1か月以上とし、本格運用開始の時期については、候補者との協議の上決定するものとする。
- ・ 試行運用期間においてはサービスの対価が発生しないものとする。
- ・ 利用状況や保護者アンケートの結果等を踏まえて、実施期間満了前にサービスを終了する可能性がある。また、実施期間終了後も、協議の上サービスを継続する可能性がある。

3 参加資格

この提案に参加するための資格は次の各号条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本件の公告日から本件業務の参加申し込みの提出日までの間のいずれの日においても琴浦町及び他の公共機関（国、地方公共団体等）から入札参加停止等指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）にこの規定による更生手続き開始の申し立てがなされていない者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立て

がなされていない者であること。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団またはその構成員の利益になる活動を行う者ではないこと。
- (5) 琴浦町との協力・連帯体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- (6) 国や地方公共団体へ、本業務と同種または、類似業務を実施した実績を有すること。

4 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式1号）に質問事項、会社名、担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メールで子育て応援課宛てに送信すること。

提出期限：令和6年2月19日（月）正午まで（締切厳守）

提出先：琴浦町子育て応援課（電子メール：kosodate@town.kotoura.tottori.jp）

※電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

- (2) 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に本町ホームページに掲載する。

回答日：令和6年2月20日（火）

掲載場所：琴浦町ホームページ <https://www.town.kotoura.tottori.jp/docs/2024020700045>

5 参加申込及び企画提案書の作成及び提出

- (1) 参加申込

本手続きへの参加を希望する者は、「参加申込書」（様式2号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者を記名の上、提出すること。

- (2) 企画提案書等の作成及び提出

別紙仕様書に基づき、最適な提案を企画提案書（様式3号）等より行うものとする。企画提案は、1者につき1件とし、以下の書類を出すこと。

- ・企画提案書（様式3号）

次の事項は、企画提案書に必ず記載すること。

- ①提供サービスの概要
- ②保護者が負担する料金(利用金額、その他手数料など内訳)
- ③サービスに係るおむつのメーカー、商品、規格
- ④提案者、保護者、導入施設、町それぞれの役割分担

- ・サービス提供実績調書（様式4号）

- ・企画提案書に記載されたサービスで提供される商品のサンプル（各2個）

※紙おむつはLサイズのものとする。

※追加料金を伴うオプションの商品については、提出不要とする。

- (3) 提出方法等

提出期限：令和6年2月26日（月）正午まで（締切厳守）

※商品サンプルについては、令和6年2月28日午後5時まで（締切厳守）

提出先：琴浦町子育て応援課（鳥取県東伯郡琴浦町徳万591-2）

提出方法：電子メール、書留郵便（上記提出期限に必着）、持参

※商品サンプルについては、郵送、または持参

備考：持参での提出を希望する場合は、あらかじめ町へ連絡すること。

(4) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、町が企画提案書等を提出した提案者に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者は速やかに町に対して回答すること。

6 審査

審査方法は、次に示すとおりとする。

(1) 書類審査

提出された提案書類をもとに、7で示す審査方法に基づき審査を行い、最も優れた提案者を候補者として決定するものとする。

(2) 審査結果の通知

①結果通知

審査の結果は、書類審査で候補者の決定後速やかに当該審査を行った全ての者に対して通知する。

②結果に対する問合せ

審査により候補者とならなかった提案者は、通知日より起算して5日以内に審査結果について、説明を求めることができるものとする。

7 審査方法

審査は以下の観点に基づき行うものとする。

(1) 事務局審査

審査基準	審査内容
公立園・私立園双方への導入実績	同種のサービス提供実績は十分であるか。 (令和5年12月末現在においてサービスが継続している地方公共団体数)

(2) 選定委員審査

審査基準	審査内容
保護者の負担軽減の視点	以下の点を踏まえて、保護者の負担軽減につながる提案か。 ・ 申込や料金の支払い、解約等の手続き、試行運用の内容や方法は保護者にとって分かりやすく、利用しやすいか。 ・ 紙おむつの市場価格等を踏まえて、利用料金の水準は妥当か。 ・ サービスに係る紙おむつ等の品質は適切か。 ・ その他、サービスの導入により保護者の負担軽減が図られるか。 ・ 保護者への相談対応等があるか。
保育現場の負担軽減の視点	以下の点を踏まえて、保育現場の負担軽減につながる提案か。 ・ 保護者への利用案内に係る資材提供等はあるか。 ・ 利用者管理の内容や方法は分かりやすいか。 ・ 紙おむつの在庫・発注管理の内容や方法は分かりやすいか。

	・その他、サービス導入により保育現場の負担軽減が図られるか。
リスク対応の視点	導入後に想定されるリスクに対して、適切に対応を図る体制が整備されているか。また、他団体での実績等を踏まえて本町においてサービス提供が可能といえるか。
独自性の視点	仕様書に示された事項以外、独自の視点で本町にとって有益な提案がなされているか。

8 候補者の決定

候補者は、上記7の観点に基づき、選定会議において採点し、次の方法により決定する。

なお、審査員が提案者と利害関係を有することとなった場合、当該審査員を審査から除斥する。この場合、上記7の審査方法から審査員の持ち点を減じるものとする。また、他の理由により審査員が欠けた場合も同様とする。

- (1) 審査結果により、評価点が最高点の提案者を候補者とする。
- (2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち「保護者の負担軽減の視点」の配点と「保育現場の負担軽減に係る視点」、の配点の合計点が最も高い提案者を候補者とする。
- (3) 提案者が1者のみであった場合は、審査を行い配点の総合計点の60%以上であった場合に候補者とする。
- (4) 審査の結果、配点の総合計点の60%以上に達した提案者がいない場合は、適格者なしとする。

9 候補者との協議

町と候補者は、別紙仕様書及び候補者から提出された企画提案書等を踏まえ、サービスの導入に向けた協議を行う。

10 情報公開

候補者の名称は公開するものとする。

その他選定の過程、提案者から提出された書類、契約締結等に関する情報公開又は情報提供については、琴浦町情報公開条例の規定に基づいて対応する。

11 日程

参加申込期間	令和6年 2月13日(火) から令和6年2月26日(月) 正午まで
募集に係る質問期限	令和6年 2月19日(月) 午後5時まで
質問に対する回答	令和6年 2月20日(火)
企画提案書への質問	令和6年 2月27日(火) 午後5時までに行う
審査結果通知	令和6年 3月 6日(水) 午後5時までに行う
サービス提供開始	令和6年 4月 1日(月)

12 その他

(1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの

イ 提案書の作成形式に示された要件に適合しないもの

(2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

(3) 提出書類への虚偽記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があった町が判断した場合は、提出書類を無効とする。

(4) 提出書類は返却しない。

(5) 書類の作成、提出等に係る費用は、参加希望者の負担とする。

13 担当部署

琴浦町子育て応援課 ども未来係 担当：櫻井

電話：0858-52-1709（直通）

電子メール：kosodate@town.kotoura.tottori.jp